

平成31年3月

美里町教育委員会定例会議事録

平成31年3月教育委員会定例会議

日 時 平成31年3月26日（火曜日）

午後1時39分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代行 後 藤 眞 琴

2 番 委 員 成 澤 明 子

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 佐々木 信 幸

参事兼学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

学校教育専門指導員 木 田 真由美

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍 聴 者 1 名

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議事録の承認

・ 報告事項

第 3 教育長報告

第 4 報告第50号 平成30年度美里町議会3月会議について

第 5 報告第51号 平成30年度生徒指導に関する報告（2月分）

第 6 報告第52号 区域外就学について

第 7 報告第63号 指定校の変更について

・ 審議事項

- 第 8 議案第 19 号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について
- 第 9 議案第 20 号 美里町郷土資料館基本方針（案）について
- 第 10 議案第 22 号 学校医の委嘱について
- 第 11 議案第 23 号 学校歯科医の委嘱について
- 第 12 議案第 24 号 学校薬剤師の委嘱について
- 第 13 議案第 25 号 美里町学校専門指導員の選任について
- 第 14 議案第 26 号 美里町青少年教育相談員の選任について
- 第 15 議案第 27 号 美里町特別支援教育専門員の選任について
- 第 16 議案第 28 号 美里町教育委員会評価委員会委員の選任について
- 第 17 議案第 29 号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について
- 第 18 議案第 30 号 美里町教育委員会職員の人事異動について

・ 協議事項

- 第 19 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 20 美里町学校再編について（継続協議）

・ その他

- 第 21 行事予定等について
- 第 22 小中学校入学式及び幼稚園入園式について
- 第 23 平成 31 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- 第 5 報告第 51 号 平成 30 年度生徒指導に関する報告（2 月分）
- 第 6 報告第 52 号 区域外就学について
- 第 7 報告第 63 号 指定校の変更について

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議事録の承認

・ 報告事項

第 3 教育長報告

第 4 報告第 5 0 号 平成 3 0 年度美里町議会 3 月会議について

第 5 報告第 5 1 号 平成 3 0 年度生徒指導に関する報告（2 月分）

第 6 報告第 5 2 号 区域外就学について

第 7 報告第 6 3 号 指定校の変更について

・ 審議事項

第 8 議案第 1 9 号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について

第 9 議案第 2 0 号 美里町郷土資料館基本方針（案）について

第 1 0 議案第 2 2 号 学校医の委嘱について

第 1 1 議案第 2 3 号 学校歯科医の委嘱について

第 1 2 議案第 2 4 号 学校薬剤師の委嘱について

第 1 3 議案第 2 5 号 美里町学校専門指導員の選任について

第 1 4 議案第 2 6 号 美里町青少年教育相談員の選任について

第 1 5 議案第 2 7 号 美里町特別支援教育専門員の選任について

第 1 6 議案第 2 8 号 美里町教育委員会評価委員会委員の選任について

第 1 7 議案第 2 9 号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

第 1 8 議案第 3 0 号 美里町教育委員会職員の人事異動について

・ 協議事項

第 1 9 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 2 0 美里町学校再編について（継続協議）

・ その他

第 2 1 行事予定等について

第 2 2 小中学校入学式及び幼稚園入園式について

第 2 3 平成 3 1 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

午後1時39分 開会

○教育長（大友義孝） では、定刻でございます。どうも皆さん、お疲れさまでございます。

大分暖かくなつたと思ひましたら、また寒さが復活いたしました。我が家の数年前に買ってきました河津桜、3年目になるんですが、つぼみは昨年も見たんですけれども、咲かなかつた。ことしはピンク色が見えているので、もしかしたら咲くのかなというふうに思っていたところであります。

自宅で見ると桜もいいですが、その場所に行つて見るのは最高なんだろうなというふうに思っているところでございます。

改めまして、美里町議会、昨日予算審査を経まして、全ての議案が原案可決ということになりました。長い議会でしたが、新年度に向かつての議案だったということで、これから進めていく上での予算としてございますので、ありがたく予算を活用するというところでございます。

後ほど3月会議の部分についての報告をさせていただきますので、今日は3月定例会でございます。審議のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから平成31年3月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員出席されておりますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして、教育次長兼教育総務課長、参事兼学校教育環境整備室長、後ほど専門指導員など、先生方がそれぞれの説明部分で入ることと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまから定例会を開会いたします。

最初に、1月教育委員会臨時会及び定例会議事録の承認についてでございますが、よろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 事前にお配りさせていただきました議事録で修正箇所があれば、ここでお預かりをしたいと思ひますが、ちょっとこの場で全て確認という時間とれないかと思ひますので、皆様からいただいたものに基づいて修正させていただくということでよろしければご承認いただきたいと思ひます。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、1月教育委員会の臨時会、それから、定例会の議事録について、修正箇所がある場合については、事務局のほうで修正をさせていただきたいと思ひますので、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、そのようにさせていただきたいと思います。

よろしいですか。一度こちらでお預かりをさせていただきまして、修正させていただきたい
と思います。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名でございます。今回の指名させていただく委員さんについては、3番留守委員さん、4番千葉委員さんをお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それから、まず初めに申し上げます。先週教育委員会定例会の告示をさせていただきましたが、その後に議案番号が少しずれている箇所がございました。さらに、この議案の中に入れるべき議案が抜けていたというところも判明いたしました。そういったところで、いろいろと確認をしたところ、議会、委員会告示の部分については、もう既に告示しておりますので、修正はできないという。しかし、教育委員会の会議の中で議案番号の変更が必要であれば、委員会の中で修正をして構わないというお話を頂戴したところでございました。

したがって、今日委員の皆様方にお渡しをさせていただいております議案番号、前回告示同時にお配りしました議案番号は、ちょっとずれているところご了承いただきたいというふうに思っております。

なお、教育委員会の会議の部分について、議会事務局から県の議長会というところがございまして、私が議長会のほうに面識のある方なので、相談いたしましたところ、今のような回答をいただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

さて、報告事項、審議事項、協議事項、その他というふうにございますが、この中で、日程第4の報告第51号 平成30年度の生徒指導に関する報告及び報告第52号の区域外就学、また、報告第53号の指定校の変更という部分に関しましては、個人情報の保護という観点から、秘密会という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、順次この日程どおりにまず進めてまいりたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

報告事項

日程 第 2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2 教育長の報告でございますが、お配りしております教育長の報告、今回は主な行事、会議等の部分で示させていただきました。本来もう少し細かに報告すべき事項があったわけでございますが、昨日まで議会だったということもありまして、このような形で報告させていただくということにさせていただきたいと思っております。

先月の教育部会定例会から今日の教育委員会定例会までの部分でございます。

主に、3月は議会が開催されているというところと、それから、教職員並びに町職員の人事異動の内示がなされたということをご承知おきいただきたいなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

日程 第 3 報告第50号 平成30年度美里町議会3月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3に入ります。

報告第50号 平成30年度美里町議会3月会議について報告をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 本日配付させていただきました資料です。報告第50号 平成30年度美里町議会3月会議についてという資料、あと別冊でとじておりますが、美里町議会3月会議と書いてある一般質問ですね、議員さんの名前等が入っている資料がありますが、そちらのほうを一緒に見ていただければと思います。ありましたか。（「はい」の声あり）

まず、一般質問からですがけれども、今回その表紙にしております発言順という一般質問の名簿がありまして、10人の議員の方の一般質問がございまして、そのうち9人、お一人を除いて全て教育委員会への質問がございました。

9人のうち8人については、中学校の再編等々に関するご質問でございました。

今回お示ししておりますのは、各委員の皆様方から事前通告ということで、一般質問いただ

きます。それに対して答弁メモということで、答弁の内容を教育委員会で調整し、同日議会の中で回答させていただくと、答弁させていただくというものの原稿そのものをつけております。多分中身的には非常に多いので、これちょっとご説明ということではなくて、後でお目通しいただければというふうに思っております。

それで、この中にはないんですね。再質問というのがあります。それに対する回答も当然議場の中でするわけですけれども、その部分だけ少し紹介をさせていただきたいと思います。

まず、お一人目の福田議員から中学校統合に関する質問の中で、電磁波のご質問があったんですね。それに関しては、測定もしております、安全な範囲におさまっていますという回答をさせていただいております。

なおさら、電磁波の基準というのがありまして、それよりも大幅に少ない値であるので、問題はないと考えておりますという回答をしております。

それから、前原議員からは、中学校の利活用ですね。跡地あるいは残った学校の利活用ということで、主にPFI事業に関する質問だったんですが、その流れの中で、南郷中の活用について、宿泊もできるような、合宿とか、そういったもので使えるような施設がいいのではないかとというようなご質問が、ご意見がありましたので、周囲の施設もかなりそろっている場所なので、そういったことも十分に検討していきますというふうな回答をしております。

それから、山岸議員からは、再質問の中で、アンケート調査とか、あるいは意見交換会の中で出た意見などについてどういう対応をするのかというふうなご質問がありまして、それに対しては、今後意見、要望についての考えを教育委員会としては協議をして示していきますと。時期を尋ねられたのですが、4月、5月中くらいになるのではないかとというふうにお答えをしているところです。

手島議員からのご質問の再質問のほうでは、ご自分が教育に関する考え、親としてこういうふうに考えていますよというふうなことをちょっとお示された後ですけれども、その後に、最初から考え直してはどうですかというご質問をいただいたところですが、回答としては、ゼロから考え直すことはありませんということでお答えをさせていただいております。

平吹議員からは、やはりPFI事業に関するご質問があったのですけれども、その中で、PFIの導入可能調査、これは非常に重要ではないかというご意見をいただきまして、いつぐらいに書かれるのかというようなお話でしたが、2019年度のできるだけ早い時期に行うように努めますというふうに回答しております。

それから、柳田議員からは、学校の給食についてのご質問がございまして、栄養価の充足率

の問題からのご質問ですけれども、これ前に教育民生の常任委員会でのお話し合いの中で資料をお示ししております、その充足率、各栄養価ごとの充足率が何%になっているかという資料を出しているんですが、その中の資料を見ると、幼稚園、小学校、中学校それぞれの学校でバランスの違いがあると。バランスがとれていないんじゃないかということで検討したらどうかというふうなお話をいただいております。

ちょっと教育委員会としましても、この問題が出てから、改めて毎月各学校からの充足率に関するデータをいただくようになっております、それを全て各学校の栄養士さん方にまたお返しするということをしておりますので、その中で、各学校の献立などを参考にしながら、バランスをとっていききたいというお話をしております。

それから、同じく柳田議員から、中塚小学校のプールの設置を要望するというようなお話もございました。これはちょっと後でお話ししますが、分科会の予算審査の中でも同じような話が出ております。

続きましては、鈴木議員から新学習指導要領に関する質問がありまして、32年度の授業時間が増える関係で、どのような確保をしていくのという話の中で、教育長からは3つほど回答としてこういうやり方だというのはお話があったんですが、それいつごろまで決めるのかというご質問がありまして、ことしの8月ごろまでには決めたいというふうにお答えをしているところです。

以上、一般質問の、すみません。簡単ですけれども、あとは、その答弁の内容をお読みいただければというふうに思っております。

続きまして、議案のほうに移りますが、今回3月会議に係る議案につきましては、前回の定例会の中でお示しをさせていただいております、まずは、3月の補正予算、それから、平成31年度の当初予算、それから、学校給食費に関する債権放棄の議案がございましたが、それらは全て原案どおり可決ということでいただいておりますので、ご報告いたします。

それと、今回別な資料としてお示ししたのが、追加議案として今回3月会議に上げられた議案でございます。ただ、いずれの議案も教育委員会からのご提案というわけではなく、ほかに担当課はあるんですが、一応教育委員会にかかわることということで、お示しをさせていただきます。

1つ目の議案第77号、1ページになりますが、町長、副町長、教育長の給与に関する減額の条例でございます。町長、副町長につきましては、100分の40、教育長は100分の20を4月、1カ月間の給与から減額をしますと。理由につきましては、職員の不適正な事務処

理に関する事で、それらの管理監督責任不十分ということでの減額の議案となっておりまして、教育委員会がかかわる不適正な事務も前にお話ししておりますけれども、その中に含まれております。

次の議案、2ページから4ページにつきましては、エアコン設置に関する契約の議決でございます。議案第78号が小学校で、3億551万4000円、議案第79号が中学校で、1億4,914万8,000円、次の議案第80号は、幼稚園のエアコンで5,724万円ということで、小学校につきましては、株式会社ヤマト東北支店、中学校と幼稚園につきましては、株式会社ユアテック古川営業所が落札をして契約を締結しております。

この契約ですけれども、一応今回の議案の中では、工期、3月29日までという工期で一旦議決をいただいているんですけれども、実際国のほうに対する繰り越しの手続が済んでおります。それは、認められておりますので、この工期内に変更契約を結んで、さらに工期を延ばすという契約を結びます。これが工期としては、9月末までということで工期を延長することになっております。

続きまして、5ページからは、平成30年度美里町議会3月会議になりますけれども、中身は分科会の審査です。新年度、平成31年度の当初予算に関しましては、議会の本会議の審議だけではなく、各常任委員会に設置される分科会というのがございまして、その中で担当する課の予算について、議員さんたちが質問やら意見やらを出して審査するというのがございます。これが1週間くらいございまして、そのうち教育委員会は、3月18日でしたでしょうか、月曜日だったと思うんですが、午前、午後と1日として予算について審査をいただいているところでございます。

新年度予算につきましても可決はされておりますけれども、意見が付されてございまして、教育委員会にかかわるものとしては、7ページですね。教育民生分科会委員長の福田淑子委員から我妻委員長に対する報告書がございまして、関係する部分は、意見の1.歳入について、ここには国民健康保険税及び使用料等とありますけれども、教育委員会が管轄しております保育料、幼稚園保育料等も学校給食費なども含めての歳入の確保ということでございます。

それで、特に言われましたのが、現年度歳入のきちんとした対応、要するに過年度になって古くなったものは徴収対策課で対応するようになっておりますけれども、そこに繰り越さないように、まずそれぞれの担当課が現年度分の徴収に力を入れてくださいというようなお話がありました。

それから、4番、教育費についてということで、①中塚小学校プール建設について検討され

たい。②郷土資料館常時開館に向け、正規職員を配置されたい。この2つが意見として付されてございます。

すみません。駆け足に報告になりましたが、私からは以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。一般質問から議案の部分まで報告をいただきました。

皆様からご質問ございますでしょうか。

一般質問については、お目通しいただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、報告第50号 平成30年度美里町議会3月会議については終了ということにさせていただきます。

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第4でございますが、これは、日程を少し入れ替えまして、後ほどにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
秘密会ということでございますので、非公開にさせていただきます。

審議事項

日程 第7 議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について

○教育長（大友義孝） 早速審議事項に入ります。日程第7、議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について、審議を進めさせていただきます。

少し休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時02分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

ただいま審議、議案第19号 美里町文化財活用基本方針（案）でございます。この部分につきましては、前回ご提示をいただき、修正を含めた上で審議ということにさせていただいておりますので、この部分について、まず、ご説明ありますか。お願いします。

○教育総務課課長補佐（角田克江） 説明をいたします。

前回皆様にお配りしておりました基本方針なんですけれども、体裁とその流れを統一したほうがよろしいということで、美里町文化財保護活用基本方針（案）に倣って、美里町郷土資料館基本方針のほうの体裁を整え直しまして、あと語句も精査して、修正をしております。

詳しいところは、岩淵主査のほうから、直しているところですが、まずは、美里町文化財保護活用基本方針のほうについて、詳しく説明をさせていただきたいというふうに思います。

○教育総務課技術主査（岩淵竜也） 美里町文化財保護活用基本方針（案）については、中の文言等の見直しを行いまして、一部修正を加えておりますけれども、全体的には大きな変更は加えてございません。

以上、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ただいま説明がございました。

いかがですか。後藤委員さん、内容的な部分について。

○委員（後藤眞琴） 例えば、第1章の1のところの1行目から2行目の「私たちはその核として文化財の保存と活用の方向性を示すこととします」、「私たちは」というのは、答申をした文化財保護委員会という意味なのだろうと思うんですが、今度は「教育委員会は」という形で読みかえて、「私たちは」とするのでしょうか。その辺のところ、必要だろうと思いますし、それから、これ基本的に読みますと、文化財保護に関して、基本的なことは、今までしてこなかったんだというようなふうに読めるんですね。この基本方針から。

例えば、第2章のところ、最初から最後、「指定件数は少ない状況となっています」と。指定件数少ないのはなぜなのかと。指定されるような文化財があるのに、指定しない状況にあるのかどうか、その辺の理由は、これができた経過の議事録というんですか、議事録を読みますと、旧南郷町と旧小牛田町の差があるんだと。それはこうこう、こういうわけだと。そういうことをあえて書かなくてもいいんじゃないかというような議事録、読みますと。そうすると、一体感が薄れるとか、わざわざ……、だけれども、これ読んで、だったらなぜそうなのかというのがわからないんだよね。

ですから、その辺のところも考えていかなきゃならないんじゃないかと。

それから、次の文化財保護の課題と入れている、(2)の次の3ページの2番に、指定の促進

と国登録文化財制度の活用と、こういうことをやってこなかったのかと。そうすると、これやってきたんだとしたら、活用の促進とか、そういうことをみんなこれ、次も②の無形文化財のところ、「技術保持者の技術の記録保存」、これも記録保存全然してこなかったのか。そうすると、全部次の③の民俗文化財のところも、「民俗芸能等無形民俗文化財の実態調査と記録作成」、こういうことしてこなかったのか。一部はしてきたんじゃないかというふうに思う。全然これを読むと全然してこなかったように読めるんだけど、こういうのは、促進という言葉が入っていますので、そういうのも入れておかなきゃ、繰り返しになりますけれども、そういうふうにしていないというふうにとれちゃう部分というか。

それから、ずっと後、言葉足してくれていい、ベターになっている部分も僕はあると思うんですけども、全体してと見ると、そういうところがありますし、それから、肝心なところ、6ページですか、4番目、郷土資料館等文化財関連施設の充実という、これなんかのところにも、2番目のパラグラフの「住民の共有財産である文化財の公開に加え」、これ前文化財保護委員会の案では、専門職員というのを「学芸員」となっていたんですね。それを「専門職員」とした違いはどういうことなのかと。

次の(2)のところも、(2)資料の収集と保管というところで、最後の「専門知識を有した職員」となっているのを、これ前の文化財保護委員会の案では「学芸員」となっているんですよ。それをあえてこういうふうにしていく理由、それから、7ページのところなんか、最後の「資料館業務に専任する学芸員など」って、これは新しく入れてあって、意味がはっきりするんじゃないかと、こういうことあるんですけども、それから、8ページの(2)の歴史愛護団体の育成と支援、最後のところ、「そして、どのような制度を導入することが積極的な活用につながるか検討を進めていきます」って、この文化財保護委員会の案では、その部分は、「さらには、季節によっては指定管理者制度を導入することで、積極的な活用がなされるかについて検討を進めていきます」と、こういうふうになっているんですよ。僕は、こっちのほうが、文化財保護委員会の案のほうが具体的でいいんじゃないかと。その理由としては、この中学校建設に関しても、民間の資金、民間を活用するんだというので、PFIなんかも考えていく、いかなきゃならないんだというふうなことを話し合われているんですね。

ですから、こういう具体的に入れておいてくれたんじゃないかと。そういうことありますので、先ほど教育長さんから提案されたようなことで、教育委員会の皆さんでいろいろ思いますので、事務局のほうでまとめていただいて。

それから、最後ですけども、これ第3章、まとめとあるんですけども、これ要らないん

じゃないかと最初思ったんですけれども、文化財保護委員会の案としては、今までこの文化財保護に関してきちんとしてこなかったから、あえてわざわざ基本方針の中で入れてあるものをもう一度繰り返してあるんですね。ですから、入れておいてもいいかなという感じにいるんですけれども、本来は要らないんじゃないかとも思っていますけれども、そういうことを含めて、これからよろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これは、文化財保護委員会のほうに諮問をし、そして、答申をいただいたと。こうあるべきであるということでしたわけですね。

それを前回の教育委員会の会議の中では、体裁それぞれを整えて、中身は教育委員会としての考えるべき基本方針の方向性としては、マッチしていますよというふうな内容だと思うんですね。

あとは、その中身の書きぶり、それをどういうふうなものにするかというふうに尽きるんじゃないかなというふうに思っていたところです。

今後藤委員から言われましたようなことについては、ちょっと調整するには時間がかかり過ぎるのかなと思いましたので、皆さん、委員の皆さんからこの部分はこういうふうにというものいただいていた部分もありますけれども、そこ、もう一度整理をして、そして答申という形に詰められればなというふうに思っていますが、そうした基本方針、中身の、今言いましたように、方向性は間違いはないような感じはするんです。

そういった形で修正をし、基本方針を定めてはどうかということでございます。いかがですか。そういったまとめ方でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）方向性については、このとおりでいいという確認はできていたと思うので、（「はい」の声あり）

では、そういう形で、この議案第19号のことについては、中身を少し字句の部分ですね、その部分を修正し、制定をさせていただきたいと思います。

これがもととなって、美里町の文化財の基本方針、それに向かって進めていくという方向でよろしいですね。（「はい」の声あり）

議案ですから、これ、挙手採決とることになるんですけれども、この部分については、字句の訂正きちんとなって、そうした上で確認ということにさせていただいたほうがかえってよろしいのかなと思うんですけれども、それでいかがでしょうか。（「はい」の声あり）

では、次はもう採決しますよということをお願いしたいと思います。お願いします。

日程 第8 議案第20号 美里町郷土資料館基本方針（案）について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第8でございます。議案第20号 美里町郷土資料館基本方針（案）について審議を行います。

この部分に関しても、今の文化財保護活用の部分と同じように、私考えたんです。全くもってこの郷土資料館の方向性という部分については、やはり基本方針をしっかり定めて、そして何のために郷土資料館があるのか。それを活用をどう図っていくのかという、一番重要なところだと思っておりました。

この部分については、方向性についてもこれは教育委員会の皆さんも既にご理解をいただいているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。この議案第19号の文化財保護活用の基本方針と同じような中身で整理をさせていただいて、そして、次には採決させていただくということよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○委員（後藤眞琴） いろいろ工夫して直していただいているかと思うんですけども、その基本になっているのは、この前教育長さんがおっしゃられた、この字句を挙げた、美里町文化財保護活用基本方針、その書き方に倣ってやってみたらどうかという提案があって、いろいろ工夫されて、こういうふうにされたかと思うんですけども、これ僕読みまして、前のほうが、この文化財保護委員会がつくった案のほうがベターじゃないかと思うんですが、その理由としては、ここかなり繰り返しが多いんですね。例えば、「次の理念に基づき」という、1ページ目の2の基本方針の必要性の最後のところに、「次の理念に基づき、基本方針を定めます」と何の基本方針かという、郷土資料館のそういう補わなきゃならない分野ありますけれども、次、そう言うておいて、第2章では、郷土資料館の基本方針、2ページ目の1郷土資料館の基本方針と繰り返しになって、それで、次、「郷土資料館の基本理念に基づき」、もう前に書いてあることをまたここで繰り返されるんです。それと同じように、2番目のところ、郷土資料館の役割と機能、これも郷土資料館の理念と基本方針、この繰り返しがあるので、そういうことになりますので、前と何も形式同じにしなくても、完全に同じにしなくてもいいんじゃないかと思ひまして、前の文化財保護委員会が案として提示してくれたもの、それを語句の修正を一部あるかと思うんですけども、それに基づいて考えていけばいいんじゃないかという感じを受けます。

○教育長（大友義孝） ご意見ありがとうございます。

これを諮問し、答申をいただいた部分で整理をかけてきたという部分でございまして、考え方、そして郷土資料館を運営するに当たっての方針、これについては、方向性は先ほどの文化財のほうと同じで私はいい、よろしいんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、書面として、方針の部分として、文面をしっかりとしたものにする必要があるだろうというふうに思っておりますので、どうでしょうか。これも同じような形でまとめさせていただきます、そして、次には成案としてしっかりと定めるということにしていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

大体方向性はこれでいいという確認はとれているという……（「わかりました」の声あり）そのようにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議案第20号 美里町郷土資料館基本方針（案）のことについては、再度内容を定めて、次は承認いただくということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩をしまして、

休憩 午後2時22分

再開 午後2時23分

○教育長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

日程 第9 議案第22号 学校医の委嘱について

○教育長（大友義孝） 日程第9になります。議案第22号 学校医の委嘱について審議をさせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 議案第22号 学校医の委嘱についてでございます。

学校保健安全法第23条第1項及び同条第3項の規定により委嘱したいので、下記のとおり提案しますということです。

学校医、基本的には、平成30年度にお願いした学校医の先生と同じでございます。

前回30年度の学校医委嘱する際にも、1年ごとに委嘱状も出してお願いしようという
ことで、このような形をとらせていただいておりますので、1年ごとに学校医を委嘱するとい
うことで、先生方は同じ先生方でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） 説明を終わります。

学校医の委嘱についてご質問ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないですか。ありがとうございます。

それでは、議案第22号 学校医の委嘱について、このとおりの方々たちに委嘱したいと思
いますので、ご同意いただける委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第22号 学校医の委嘱につい
ては、ご覧の学校医の皆様方に委嘱することに同意をいただきました。ありがとうございます。
可決いたしました。

また、この学校医の皆様方につきましては、次の案件にもあるんですが、私が賞状をお持ち
しまして、学校医の皆様方をお願いを、一昨年平成30年度の当初でお願いしてきたという
ところもございます。ことしも31年度もそういう形で先生方をお願いしたいと思っております。
ご了承いただきたいと思います。

日程 第10 議案第23号 学校歯科医の委嘱について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第10、議案第23号 学校歯科医の委嘱についてを審
議いたします。説明をお願い申し上げます。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 学校歯科医の委嘱についてです。学校保健安全法第
23条第2項及び同条第3項の規定により学校歯科医を委嘱をしたいので提案をさせていただきます。

歯科医にお願いする先生方は、この表のとおりでございます。

任期につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間でございます。

昨年度に引き続きの先生方ということになってございます。

ただ、この上から2番目の木村俊春歯科医ですけれども、お医者さんとしての医院ですか、学校医は引き続きお願いできるということで、このようにお願いしているところでございます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

木村先生については、医院のほうでは今閉めているということで、学校医のほうはお引き受けいただけるというような内容でございました。

ご質問ございますか。

○各委員 「ありません」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、討論は省略させていただきまして、議案第23号 学校歯科医の委嘱については、ごらんの歯科医の皆様方にご委嘱させていただきたいと思っておりますので、ご同意いただける委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第23号 学校歯科医の委嘱については、この表のとおり歯科医の皆様方をお願いすることで可決いたしました。ありがとうございました。

日程 第11 議案第24号 学校薬剤師の委嘱について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第11、議案第24号 学校薬剤師の委嘱について審議をいただきます。説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 学校薬剤師の委嘱についてでございます。学校保健安全法第23条第2項及び同条第3項の規定により委嘱をしたいので、提案をさせていただきます。

学校薬剤師の方々は、4名の方でございます。

任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間でございます。

1年間の委嘱ということで、30年度委嘱期間が消えますので、改めて今回委嘱をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

質疑に入ります。ご質問ございますでしょうか。

○各委員 「ありません」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、討論を省略させていただきまして、採決に入りたいと思います。

議案第24号 学校薬剤師の委嘱について、ごらの薬剤師の皆様方をお願いする、委嘱するというので、委員の皆様方の賛成の皆さん方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第24号 学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございます。

なお、学校保健法については、資料としてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

日程 第12 議案第25号 美里町学校教育専門指導員の選任について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第12、議案第25号 美里町学校教育専門指導員の選任について上程させていただきます。事務局の説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 美里町学校教育専門指導委員の選任について申し上げます。

下記の者を美里町学校教育専門指導員に選任したいので、ご提案をさせていただきます。

お名前は、忽那正範先生でございます。任期は、平成31年4月1日から32年3月31日までの1年間でございます。

今回提案しました理由につきましては、現在の学校教育専門指導員木田真由美氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、美里町学校教育専門指導員設置規則第2条の規定により、後任として忽那正範氏を学校教育専門指導委員に選任したいということでのご提案でございます。

指導員につきましては、美里町学校教育専門指導員設置規則を配付させていただいております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この議案第25号につきましては、学校教育専門指導員後任ということで、木田先生にお願

いしてまいりましたが、後任の部分についていろいろと来ていただける先生についてご相談申し上げてまいりましたが、なかなか難しい状況でございました。したがって、現在忽那先生については、特別支援教育専門員のほうにも引き受けていただいておりますが、後ほど議案として提案させていただきますが、兼務という形で、1年間お勤めしていただくというふうに考えてございます。

質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。では、質疑は終結させていただきます。人事案件です。討論は省略させていただきます。

議案第25号 美里町学校教育専門指導員の選任について、本案、原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、議案は原案のとおり可決をさせていただきます。ありがとうございました。

日程 第13 議案第26号 美里町青少年教育相談員の選任について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第13、議案第26号 美里町青少年教育相談員の選任について審議をさせていただきます。説明をまた事務局からお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 美里町青少年教育相談員の選任について申し上げます。

下記の者を美里町青少年教育相談員に選任したいので提案いたします。

お名前は、齋藤忠男氏。現在も青少年教育相談員を引き受けていただいておりますが、引き続きの選任ということでございます。

任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間でございます。

理由といたしましては、現在の青少年教育相談員齋藤忠男氏は、平成31年3月31日をもって任期満了になりますけれども、引き続き再任ということで選任をお願いしたいと思っておりますので、今回提案をさせていただきます。

資料としまして、美里町青少年教育相談員設置要綱をお配りしてございます。

よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

説明を終わります。

質疑に入ります。ご質問ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございますので、質疑を終結し、討論の部分については、人事案件ですので省略させていただきます。

それでは、議案第26号 美里町青少年教育相談員の選任について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、議案第26号 美里町青少年教育相談員の選任については、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第14 議案第27号 美里町特別支援教育専門員の選任について

○教育長（大友義孝） では続きまして、日程第14、議案第27号 美里町特別支援教育専門員の選任について審議をさせていただきます。では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 美里町特別支援教育専門員の選任について申し上げます。

下記の者を美里町特別支援教育専門員に選任したいので、提案をいたします。

お名前は、忽那正範氏でございます。

任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

理由は、美里町特別支援教育専門員忽那正範氏は、平成31年3月31日をもって任期満了になりますが、特別支援教育専門員設置規則第2条及び第5条の規定により、特別支援教育専門員を再任としたいので、提案するものでございます。

なお、忽那正範氏につきましては、議案第25号で選任をいただきました、美里町学校教育専門指導員との兼務ということになります。

ご審議のほど賜りますようお願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、専門指導員との兼務ということで、今後1年間お願い申し上げたいというふうに考えてございます。

また、先ほど話せばよかったんですが、経歴のところ、涌谷町立涌谷中学校2つ書かれてありますが、これが下のほうの平成27年4月1日からは統合した中学校ということでの解釈をしていただきたいと思います。そういったことで、2段階の部分で経歴が示されているということでございます。

この件について質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑がないようでございますので、終結し、討論は、人事案件につき省略をさせていただきます。

それでは、議案第27号 美里町特別支援教育専門員の選任について、原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、原案どおり可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第15 議案第28号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第15、議案第28号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について審議をさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱についてです。

美里町教育委員会評価委員会条例第3条の規定により委嘱したいので、下記のとおり提案をさせていただきます。

委員は、3人でございまして、齋藤 寧氏、邊見俊三氏、仁田耕一氏の3人でございます。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。

理由は、平成29年度に委嘱した委員が3月末日をもちまして任期満了となるため、新たに委員を委嘱するものでございます。

引き続きということで、再任をお願いする考えでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、質疑を終結させていただきます。これも人事案件でございますので、討論は省略させていただきます。

それでは、議案第28号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思っておりますが、賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第28号 美里町教育委員会評価委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

それでは、ここで休憩をさせていただきます。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時45分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を解き、再開をさせていただきます。

ただいまの出席委員、全員揃っておりますので、委員会は成立いたしております。

日程 第16 議案第29号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長（大友義孝） 日程第16、議案第29号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則（案）でございます。

この案件について、事務局のほうからまず説明をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。総務課長どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） それでは、今お話がありました規則の改正案についてご説明をさせていただきますが、すみません。資料ですが、本日提出で大変申しわけござい

ません。総務課文書法令等の調整、ちょっと時間かかりまして、資料が遅れてしまいました。申しわけございませんでした。

本日お渡しした資料ですが、議案第29号と書かれている資料、それから、資料の1、2と、全部で3つお配りさせていただいております。

それでは、議案第29号の資料に基づいて、まずご説明をさせていただきます。

このたび美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則の案をご提案させていただきますが、その理由といたしましては、学校評議委員の委嘱については、学校の裁量拡大や事務手続の迅速化等の観点から、校長が学校評議員を委嘱できるように、美里町立学校管理に関する規則第24条第3項の一部を改正するというところでございます。

改正の中身につきましては、資料をめくっていただきますと、新旧対照表がございまして、このような形で、2つの項について修正をさせていただくところではございます。

それで、その背景にある部分として先にご説明をさせていただくのですが、資料の1、こちらの資料をちょっとご覧いただきたいのですが、こちらの資料は、平成27年1月15日付の文部科学省初等中等教育局長からありました学校評議員の委嘱についてという通知でございます。こちらの通知の記の下の部分、1番、学校評議員の委嘱についてというところがございます。こちらは、省令、この省令というのは、学校教育法施行規則ですが、そちらの49条第3項においては、学校評議員の委嘱については、当該学校の設置者が校長の推薦により委嘱するというふうに定めてございます。ただ、この規定の趣旨につきましてはということで、「学校の設置者及び校長の学校運営に関する責任と権限を踏まえ、校長の推薦により、当該学校の設置者が学校評議員の委嘱を行うことを規定しているものであるが」、その後ですね、「設置者の判断により、その委嘱を校長へ委任することを妨げるものではない」ということで、そのような解釈ができる。

さらに、「公立学校においては、学校の管理を行う権限を有する教育委員会が学校の裁量拡大や事務手続の迅速化等の観点から、学校評議員の委嘱を校長へ委任する方がより適切であると判断した場合には」と、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第3項の規定に基づき、学校評議員の委嘱を校長に委任することが可能である」というふうな通知をいただいているところでございます。

これに基づきまして、先ほどの資料に戻らせていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、そちらの中で、第24条第3項、こちらに書かれている現行の部分ですと「学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び見識を有するものう

ちから、校長の推薦により町長が委嘱する」となっておりますが、こちらを「校長が委嘱する」という形に改めたいと。

それから、あわせて、新たな項としまして、第6項に「校長は、学校評議員を委嘱したときは、教育委員会に報告しなければならない」という部分を、という項を加えるという修正を行う、改正をさせていただきたいというところではございます。

なお、近隣の市町村の状況ではございますが、大崎管内は、1市、ほかに3町ございますが、ほかの市町は全てこのような形で、校長が委嘱するという例規の整備となっておりますので、あわせて状況をお伝えしたいと思います。

これらのこととあわせて、もう一つ資料のほうお配りしておりますが、資料の②でございます。これに関連しまして、美里町立学校の学校評議員設置に関する要綱、こちらも一部改正を行いたいということで、本日この規則が承認されましたら、速やかにこちらの要綱についてもあわせて修正をさせていただきたいということでございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますのですが、このような形で、前は文章で委嘱する対象の方を示しておりましたが、このような形で、項をさらに号に分けて、学校(1)から(6)まで、具体的にこのような方という形に整理をさせていただきたいと思っております。

それから、「告示」という表示が第9条ありましたが、それを「要綱」に訂正をさせていただくと。

あわせて、不備があった部分にも訂正をさせていただきたいということで、この部分についても本日お認めいただければ、あわせて要綱のほうも直させていただきたいということでございます。

以上、このようなことで、学校評議員に関する部分を一部改正させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） 説明ありがとうございました。

ただいまの附則の部分に関しましては、教育委員会の権限ということでありまして、要綱の部分については、教育委員会から教育長に委任を受けた事項で、教育長が処理をするということでございます。

その前提の上で、この規則の一部改正について質疑に入りたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。留守さんお願いします。

○委員（留守広行） その規則は、小学校、中学校ということでしょうか。幼稚園どうなりますか。

- 教育長（大友義孝） 教育次長、お願いします。
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 学校の中には幼稚園も含むということになりますので、幼稚園も評議員をお願いしてございますから、同じように、園長が委嘱するという形になります。
- 教育長（大友義孝） よろしいでしょうか。
- 委員（留守広行） わかりますけれども、そうすると、校長は委嘱できるとなりますと、園長先生も入れたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 1つは用字改定もありますよね。今言われたような形で、これだけだと、校長がというような定義づけになりますから、これだけを読めば、園長先生は入っていないんじゃないかというふうに捉えられるのかと思うんですね。
- 委員（後藤眞琴） どこかに規定ないんですか。（発言あり）
- 委員（留守広行） 学校という位置づけは幼稚園も含むというのはわかるんだけど、そこはいいんだけど、代表者である校長イコール園長と読みかえることができるかというのは、できないと思うんですけれども、「そうですね」の声あり
- 教育長（大友義孝） では、ちょっと休憩をさせていただきます。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時19分

- 教育長（大友義孝） それでは、再開をさせていただきます。
- では、委員の皆さん全員そろっておりますので、委員会は成立いたします。
- 先ほどのことは、佐々木次長からどうぞ。
- 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 留守委員からご質問がありました幼稚園については、実は、今回の改定の中で幼稚園の部分の想定、すみません。ちょっと抜けてしまっている部分がありました。
- 実際には、幼稚園では学校評議員をお願いをしておりますして、評議員さんからご意見等頂戴しているというところも実際ありますが、今回改正をお願いいたします規則の部分でございまして、幼稚園の部分については、今後ちょっと整理をさせていただくということでお願いいたしまして、まずは、小中学校の学校評議員について、この改正をご審議いただきまして、その

上で、幼稚園については、今考えているところは、24条の読みかえ、すみません。38条の中に24条のこの部分も含める読みかえができるようにできないか、または、あと、校長を園長に読みかえるという部分も含めて、記載する方向でまた検討し、改めて別な改正の規則としてご提案申し上げたいと思っておりますので、本日につきましては、これまでご説明させていただいたとおり、小中学校の学校に関する評議員についてお認めいただき、できれば4月からこのような形の中で学校評議員の設置について運営してまいりたいと考えますので、どうぞ審議よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（大友義孝） ただいまの部分で、幼稚園は、小学校、中学校についての学校評議員については、置くことができるという規定であって、必要性を感じているものだから、これまで置いてきたと。ただし、幼稚園の部分については、まだ調整が必要であるということからして、幼稚園も現在評議員さんいることでありますから、後日整理し、幼稚園の部分ということでの提案をさせていただくと。

その中で、園長が委嘱をするということでもいいのかどうかという、1つその部分含めて、審議を改めてさせていただければというふうに思います。

今回の部分については、小中学校に関する学校評議員ということで取り扱ってまいりたいというふうに思います。

そのほかご質疑ございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、質疑を終結させていただきまして、討論に入りますが、討論はございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論なしということでございます。

では、採決に入ります。

議案第29号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について、本案は原案のとおり承認したいと思いますけれども、賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第29号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則については可決されました。ありがとうございました。

日程第17 議案第30号 美里町教育委員会職員の人事異動について

○教育長（大友義孝） 日程第17、議案第30号 美里町教育委員会職員の人事異動について
でございます。

では、説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） それでは、私から説明いたします。

教育委員会職員の人事異動につきましては、お手元にお配りしました教育委員会人事異動調書に基づき説明をさせていただきます。

3月15日に内示という形で職員にお知らせをさせていただきます。

主な異動につきまして説明申し上げます。

まず、教育総務課の部分ですけれども、左側の枠が転入、あるいは新たな職名、右側の部分は転出、もしくは旧職名というふうに見ていただければと思います。

教育総務課の教育次長兼郷土資料館長として、私の名前がありますけれども、旧役職でございました教育総務課長、それから、学校給食センター長の兼務が外れております。

2段目に佐藤功太郎さんが教育総務課長となっております。今までは参事兼学校教育環境整備室長ですが、教育総務課長兼学校教育整備室長となります。

3人目ですが、伊藤補佐ですが、これまでは管理係長兼学校給食係長としての課長補佐でしたが、それにさらに南郷学校給食センター長の兼務が1つふえます。

4人目、新たに教育総務課に異動される職員です。藤崎浩司、健康福祉課からの異動になります。課長補佐兼総務係長、齋藤 寿さんのあとになります。右側がその転出ということで、教育総務課から齋藤 寿課長補佐兼総務係長、転出いたしまして、まちづくり推進課長になります。

5人目が社会教育係長として新たに堀田修一がなります。現在は、税務課の国民健康保険税担当をしております。堀田修一です。これまで社会教育係長を務めておりました角田克江が転出となりまして、子ども家庭課の所属に異動いたします。予定では南郷児童館の勤務となっております。

次が文化財係ですね。教育総務課の文化財係、係長として岩淵竜也が昇任ということになります。勤務先は、近代文学館のままでございます。

それから、教育総務課に新たに来る職員が伊藤大樹、現在徴収対策課に勤務しておりますが、4月から主事として教育総務課に参ります。兼務として、学校教育環境整備室の兼務がついて

ございます。

ということで、教育総務課全体としては1人職員がふえるということになります。

それから、近代文学館ですが、これまで館長をしておりました草刈が南郷図書館の館長になります。

ということで、町長部局からの異動で、笠原房子が課長補佐兼近代文学館長兼小牛田図書館長ということで就任いたします。現在は、健康福祉課の障害福祉を担当している職員でございます。草刈館長もそのとおり、南郷図書館長に異動ということになります。

あと、右側、近代文学館のところ、岩淵とありますが、もともと岩淵は文化財係の仕事をしておりますが、文化財係というのは、基本教育総務課の課の中の係なんです。で、今まで係長付じゃなかったのが、近代文学館という所属になっておりましたが、今回係長ということで、教育総務課の係長ということになります。勤務先は近代文学館のままでございます。

それから、こごた幼稚園に異動する教諭が武田恵梨、森川あゆみ、手塚 碧さんですか、3人異動でありまして、こごた幼稚園からの転出が後藤 涼、富岡宏江、この富岡宏江先生は、これまで再任用職員に2年間お勤めいただいておりますが、今回退職ということで、そのまま引き続きですが、非常勤職員ということで、こごた幼稚園にお勤めいただく予定でございます。

ふどうどう幼稚園の異動ですが、ほかからの異動、ごめんさい。上の手塚先生は、新規採用ですね。今回新規採用の先生がお二人いらっしゃいましたので、失礼いたしました。

ふどうどう幼稚園への異動がお二人、今回は高橋郁恵先生と後藤 涼先生です。あと、新規採用で佐々木優衣先生が新規で入ります。

ふどうどう幼稚園からの転出が戸部由利香先生、森川あゆみ先生、加藤帆風先生ということでございます。

なんごう幼稚園です。なんごう幼稚園に新たに異動してこられるのが戸部由利香先生、加藤帆風先生で、なんごう幼稚園から転出されるのが高橋郁恵先生、武田恵梨先生、坂井仁美先生ということです。

小牛田小学校調理員の佐々木由美さんが、すみません。、不動堂小学校からの転入ですね。小牛田小学校の調理員となります。

小牛田小学校から転出が今野理子さんとお読みしていいんでしょうか、みちこさん、小牛田中学校への転出となります。

不動堂小学校にいきます。不動堂中からの異動で赤坂恵美子さん、それから、小牛田小学校

への転出が佐々木由美さんとなっております。

裏面です。

不動堂小学校の業務員の大場一也さんが定年退職ではございましたが、再任用ということで、引き続きお勤めいただくことになっております。

青生小学校ですが、調理員の佐々木真弓さんが小牛田中学校から異動されてきまして、青生小学校へ中村ひろみさんが転出ということになっております。ごめんなさい。すみません。青生小学校から不動堂中学校への転出ですね。中村ひろみさん。

それから、小牛田中学校です。小牛田小学校から今野理子さんが異動、それから、青生小学校へ佐々木真弓さんが転出ということになります。

不動堂中です。青生小学校から中村ひろみさんが転入、それから、不動堂小学校へ赤坂恵美子さんが転出、伊藤義彦さん、業務員の方ですが、退職となっております。

不動堂中学校で業務員が1人欠員となりましたので、ここは非常勤職員の方を採用してお勤めいただくということになってございます。

すみません。私から報告させていただきました。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

教育委員会の職員に関する人事異動、内示は出しておりますが、教育委員会の中でお認めいただきたいということで、議案として提案させていただいております。

ご質疑ございますでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。ありがとうございます。

では、質疑を終結させていただきます。

これは、人事案件でございます。討論は割愛させていただきます。

議案案件ですので、採決させていただきます。

議案第30号 美里町教育委員会職員の人事異動について、本案は原案のとおり承認したいと思っておりますが、賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員でございますので、ご承認賜りました。ありがとうございました。

なお、学校、それから、美里町教育委員会所属職員並びに非常勤職員の皆さんの一覧については、これから前回と同じように作成し、委員の皆様方に提示させていただきます。後ほど示

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この人事案件の部分で1つ、非常勤のお手伝いをいただいて、そして配置すべきところがあるんですが、まだ全部が埋まっているわけではありません。現在ハローワークのほうに募集をかけている状況でございますが、4月1日までの就任というところまでは難しいのかなというふうに思っています。

そういったことで、こちらもいろいろな人と話をし、お手伝いをいただくように、今お話ししているところでございますので、皆様方からもお声がけなどひとつお願い申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議事項については、以上をもって終了をさせていただきます。

○教育長（大友義孝） ここで、協議事項に入ります。日程18、基礎学力向上、いじめ・不登校対策の部分について、それから、報告事項にあります報告51号、52号は、全て53号も含めてでございますが、これは秘密会ということにさせていただいておりますので、後ほど協議させていただきたいというふうに思います。

そういったことで日程第19のほうで、次は入らせていただきたいと思いますのですが、どうぞ。

○参事兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません。資料のほう一応準備したんですけども、ちょっと私今再確認しまして、ちょっと段ずれというか、体裁がちょっと悪いところがありますので、ちょっとだけ時間いただいて、「直すの」の声あり）ええ、すぐ直せますので、

○教育長（大友義孝） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時55分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解かせていただきます。

ただいまの出席委員は全員そろっておりますので、委員会は成立いたしております。

協議事項

日程 第19 美里町学校再編について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第19、美里町学校再編について、継続協議している部分でございます。説明のほうお願いいたします。参事どうぞ。

○参事兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません。時間をいただきましてありがとうございました。

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。恐縮ですけれども、座って説明をさせていただきます。

本日の資料は、今お配りした、今回新中学校建設に関する意見・要望ということでアンケート調査をお願いしております。それで、2月28日までということでしたが、その後も多少お寄せいただきまして、内容がまとまったということで、まず、今回お配りしているというところでございます。

総数でいきますと、一番最後までで217件ということになります。

それで、1人の方から複数のご意見いただいている部分もございまして、それを見ていくと、意見ナンバーということで番号振っておるんですけれども、意見といたしましては308ということになります。

それで、なかなか分割できないご質問もございまして、ご意見もございまして、そういうものは1まとめにして計上しているというようなところでございます。

それで、それぞれの種別ということで、幼稚園、小学校、中学校、あとは保育所ですね、あとは保育所につきましては、町内の保育施設のほうにもお配りして書いていただいた部分もございまして。

あとは、住民の方から寄せられている意見というところでございます。

それで、今後なんでございまして、まず、意見交換会の意見というのもございまして、それも今整理しているところでございます。

それと、あとこれらいただいた意見・要望について、しっかりと対応していくというふうなことになっていくのかなというふうに思っております。

事務局といたしましては、まず、これらの意見等につきまして、事務局で案を作成いたしまして、見ていただきながら、あと委員皆様の見解というものもご協議いただきながら、最終的

には教育委員会の見解という形で取りまとめていく必要があるのかなというふうに思っています。

それで、本日ににつきましては、この内容につきまして、細かいところはやらずということで、これはまずしっかりと見ていただいて、次回以降に内容の協議をしていくということになるのかなというふうに思っております。

それで、まず、大分数もあるということで、これを審議していくと。中身を協議していくという形になりますと、やはり臨時会を開催しながら、対応していくという形になっていくのかなというふうに思っております。

それで、本日はちょっと日程調整表はおつけしていないんですけれども、近々日程調整表をつくれますので、それにご都合のいい日、悪い日をちょっと確認させていただいて、それで臨時会等々を設定させていただきながら、取りまとめていくというようなところを考えているというふうなところでございます。

本日ににつきましては、この進め方等々について、いろいろご意見があれば、お聞きをしたいなというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これは、そうしますと、アンケートが皆さんからいただいたアンケートを個人的に点検してもらおうということですね。（「はい、そうです」の声あり）

こういうふうな、丁寧に書いていただいて、アンケートに答えていただいたということで、町民の皆さんには感謝しなければならないなというふうに思っておるところであり、また、これに対する要望とかご意見に対する教育委員会の考え方、それを今後示していかなければならないと。

これを事務局の案で、まず案を作成して、そして委員の皆様方にそれをお示しをして、整理をしていきたいんだということですよね。（「はい」の声あり）

この最終的な教育委員会としてのまとめとして、いつごろまで示すような形に考えるのかな。

その前に、意見交換会の議事録という部分についても、これ整理しないと、意見交換会で出されたご意見に対してどういうふうに答えたかという部分もこれと連動するものだと思うんですね。ですから、まず、議事録のほうを集中してそれを整理しないとだめなんじゃないかなというふうには思っているところなので、その辺のところいかがですか。

○参事兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、一応議事録、議事録につきましては、

議事録センターというんですかね、そこに編集していただいているということで、現在作業をしていただいているというところでございます。

ただ、お聞きしているのは、ちょっと年度末ということがあって、大分混み合っているということもございまして、とにかくなるべく早くということでお話ししておるところです。

あと、並行して、うちのほうで意見交換会の内容を確認しながら、そのときの質疑応答をちょっと今整理を並行してしているところです。

その正確な会議の議事録が出てくるのを待つというよりはその整理を内々でさせていただいて、その質疑応答もちょっとまとめたものを皆さんに見ていただいて、それもちょっと今やっておりますので、次回までは何とかお示ししたいなというところでございます。

それで、その内容も、例えばこれも今回答案を含めてちょっと作成しているところございまして、4月の半ばぐらいまでには両方ともある程度案としてご提示できるのかなというところでございますので、そのあたりに一度ご説明をさせていただいて、その前に、開催の前には資料につきましては、事前に配付をさせていただいているということになると思います。

○教育長（大友義孝） そうすると、どうでしょう。委員の皆様方、今言われて、説明受けていますが、まず、今日はこういうアンケートが出されましたよという確認で、あとお持ち帰りしていただいて、内容を確認していただく。その段階で、事務局としての案について、これに今度は回答案をつけていく。それができ次第、委員の皆様方に一回見ていただいて、中身を確認してもらった上で、教育委員会の中で会議の中でいろいろと審議をすると。

あわせて、議事録の関係が出てくるのが遅くなりそうだから、自前でつくった部分について、お示しをしていくと。

もちろん、意見交換会の部分については、意見をいただいて、こちらから何らかの回答とは言えないまでも、お話しさせていただいているので、それが網羅されるということですよ。（「はい、そのとおりです」の声あり）

じゃ、そういうふうな進め方をしたいということでございますが、どうでしょうか。委員の皆様方。

○委員（後藤眞琴） 2つ質問あって、これナンバーというのは、これ1人の方で、例えば2番目の方は、2、3、4、これだけの意見を述べているというふうな理解なのでしょうか。

それからもう一つ、この、ここで意見をアンケートの意見を書いたの、これできるだけその書いた方の言葉遣いも尊重するようなまとめ方をしているという理解でよいのですか。

○参事兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 基本的にはそのままに近い形でお出ししており

ます。

○教育長（大友義孝） これ参事、意見と質問という部分を、何か区分として入れたほうが分けやすいのかなという感じ……。いただいた部分はこれでいいんですけども、それだと抽出、紙ではこうだけれども、データの的には抽出が必要になってくるケースがあるんじゃないかな。これはいかようにもできるよね。（「それは大丈夫です」の声あり）

○参事兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） アンケートは、分類をしながら進めておりますので、あとこういう形でというお話があれば、そういう形で後からまとめるということもできると思います。

もう番号振って、そのままずっとありますので、やはり同じようなご意見とかご質問ございますので、それは今点在しているような状態になっています。

○教育長（大友義孝） 改めて、今このアンケートをいただいた部分について、皆さん、町民の皆さんにお示ししていきますよということも言っているわけですから、それはあえてこれから整理をして進めていかなければならないというふうには思っております。

いかがですか。あと。千葉委員さん、今こういうふうな進め方、今事務局から説明ありましたけれども、そういう形で進めてよろしいですか。（「はい」の声あり）成澤委員さんもいいですか。

○委員（成澤明子） 意見に対しての回答はされているんでしょうか。方法は私たちが考えて回答するのですか。

○参事兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。

○教育長（大友義孝） ただ、その回答の、今度は示し方にもいろいろ、全戸配布にするのか、広報紙を通じて、何ページにわたって広報で配布するのか、いろいろな方法はこれから考えていきたいということですよ。（「そうですね」の声あり）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、今日は、このようないっぱい住民の方からご心配なされたり、ご意見、こうしたほうがいいんじゃないのというふうなアンケート、私も今日初めて見るんですけども、いただいた、本当にありがたいと思います。それらをしっかりと、今度は回答をつくって、お示ししていきたいと思います。

よろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

○参事兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません。先ほど申し上げた日程調整表、あとちょっとお配りさせていただきますので、それでちょっとつけていただいて、あと、日程調

整をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） それでは、日程第19の美里町学校再編については、以上で終了させていただきたいと思います。

それでは、木田先生と、あと忠男先生に入ってくださいになりますので、ここで一度休憩を、また、進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩に入ります。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時12分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解かせていただきます。

それでは、ただいまから秘密会ということにさせていただきます。

【秘密会】

その他

1 行事予定等について

○教育長（大友義孝） それでは、あと2つ、小学校の、行事予定ですね。行事予定がこのようになっておりますので、お目通しいただきたいと思います。

2 小中学校入学式及び幼稚園入園式について

○教育長（大友義孝） それにあわせて、4月になれば入学式が入ってまいります。

そこで、この案を出させていただきましたが、小学校の中で、ちょっと不動堂小学校、こちらが人数が多いので、9日の午後になっています。そこで、これ1日ずれることによって、今は教育次長にも北浦小学校に回っていただくような内容なんです、私が2回出ればいいのかという感じは、千葉委員さんは逆に行かなきゃならないよ。どうですか。北浦小学校。

○委員（千葉菜穂美） はい、大丈夫です。

○教育長（大友義孝） じゃ、千葉委員さんに教育次長にかわって、委員さんにここに入っていて、私は8日と9日、小牛田小学校と不動堂小学校に行くということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

あと、後藤委員さん、成澤委員さん、あと留守委員さん、小学校の部分どうですか。日程的に。（「大丈夫です」の声あり）じゃ、また入学式の教育委員会の式辞については、前もってお渡ししたいと思いますので、修正を加えてお願いしたいと思います。

○委員（後藤眞琴） 幼稚園の先ほど……、申しわけありませんけれども、よろしく願います。

○教育長（大友義孝） わかりました。中学校はいいですね。

○委員（後藤眞琴） はい、小中学校は。

○教育長（大友義孝） じゃ、幼稚園の部分につきまして、4月9日のこごた幼稚園、後藤先生が都合があるので、成澤委員さんに回っていただきたいというふうに思います。（「はい」の声あり）

そして、ふどうどう幼稚園については、千葉委員さんと私が行くと。なんごう幼稚園、留守委員さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃ、そういう形でひとつまた入学式、入園式もよろしく願いたいと思います。（「4月8日の南郷中学校は留守委員さんをお願いしました」の声あり）4月8日、（「4月8日、南郷中学校、留守委員さんをお願いしました。私欠席です」の声あり）欠席ですね、はい。わかりました。

じゃ、このような形で、入学式お願いいたしたいと思います。

3 平成31年4月教育委員会定例会の開催日について

○教育長（大友義孝） それでは、最後です。教育委員会の定例会の日程でございます。

4月の下旬ということになりますが、25日というのはあいてっちゃね。4月25って。（「25日ちょっと都合が……」の声あり）そうですか。

○委員（後藤眞琴） 26日の、先生方の管理職の6時からありますよね。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○委員（後藤眞琴） その前にはできま……

○教育長（大友義孝） できると思います。

○委員（後藤眞琴） そのようにしていただければ

○教育長（大友義孝） じゃ、26日の午後から、また1時半ということによろしいですか。（「はい」の声あり）26日の1時半から、場所はここで、教育委員会の定例会を開催させていただいて、次の日からお休みタイムに入るといことですね。

大丈夫ですか。事務局のほうで。（「はい」の声あり）3日の宣誓式ですね。（「はい」の声あり）

3日の日の宣誓式のご案内、委員さん方に今日まだ出していないですね。すみません。（「大丈夫です」の声あり）宣誓式、今度かわられてこられる先生方の宣誓式を去年と同じように、ここで開催することにしますので、ぜひ出席のほどお願いしたいと思います。

この日、成澤委員さんは大丈夫です。3日、宣誓式。（「はい」の声あり）大丈夫ですか。じゃ、千葉委員さん……、押さえててね。教育次長さん。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 3日、千葉委員さんが欠席ですね。

○教育長（大友義孝） あと26日を今予定している先生方の歓送迎会、こちら成澤委員さんと千葉委員さんが欠席予定。ご案内はするにしても、よろしくをお願いします。

じゃ、以上で今日予定しました日程については全て終わりました。

これをもって平成31年3月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後5時31分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課長 藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年6月27日

署名委員 _____

署名委員 _____